

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和6年
3月8日
(金曜日)

目次

○告示

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………一

家畜伝染病予防法第五条第一項の規定による家畜の検査(畜産振興課)……………一

家畜伝染病予防法第六条第一項の規定による家畜の注射の実施(畜産振興課)……………三

漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項(水産振興課)……………三

山陽小野田都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………三

土砂災害警戒区域の指定の解除(二件)(砂防課)……………四

土砂災害警戒区域の指定(砂防課)……………四

土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課)……………五

土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)……………五

○公告

肥料の登録(農業振興課)……………五

肥料の登録の有効期間の更新(農業振興課)……………六

種畜証明書の交付(畜産振興課)……………六



山口県告示第六十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和六年三月八日

山口県知事 村岡 嗣政

名	療	所	機	在	関	地	廃止年月日
後藤産婦人科医院		岩国市岩国一丁目二〇番二六号					令和五、一一、三〇
安田歯科医院		錦見六丁目一三番一〇号					一二、一五
有限会社シブヤ薬局下右田店		防府市大字大崎四五五の一					令和元、八、三一

指定訪問看護事業者等	訪問看護ステーション等	廃止年月日
名称	名称	
主たる事務所の所在地	所在地	
医療法人医誠会 萩市大字江向四一三の一	医療法人医誠会 萩市大字江向四一三の一	令和三、九、三〇
	訪問看護ステーションつばき	

山口県告示第六十九号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について検査を受けることを命ずる。

令和六年三月八日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 牛のヨーネ病検査
- (一) 目的
牛のヨーネ病の発生を予防するため
- (二) 区域
山口県全域
- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している月齢又は推定月齢が満二十四月以上の雌牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している月齢又は推定月齢が満二十四月以上の雌牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
3 1及び2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
4 搾乳の用に供する目的で県外から移入した雌牛
5 繁殖の用に供する目的で県外から移入した雌牛
- (四) 期日

(五) 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで
検査の方法

1 予備的抗体検出法又は予備的遺伝子検出法（スクリーニング法）

2 1による検査の反応が陽性である場合には、リアルタイムPCR法

二 伝達性海綿状脳症検査

(一) 目的

伝達性海綿状脳症の発生の状況等を把握するため

(二) 区域

山口県全域（萩市見島を除く。）

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

1 家畜防疫員が検査の必要があると認める、死亡前に農林水産大臣が指定する症
状を呈していた又は呈していた可能性が高い牛の死体

2 家畜防疫員が検査の必要があると認める、死亡前に進行性の歩行困難、起立不
能、行動変化又は非特異的な症状を呈していた又は呈していた可能性が高く、そ
の症状が行動変化又は神経症状を呈する他の一般的な理由では説明できない牛の
死体

3 家畜防疫員が検査の必要があると認める、生体検査で行動異常、運動失調等の
神経症状等の理由でと殺・解体禁止となった牛の死体又はとう汰された牛

4 家畜防疫員が検査の必要があると認める牛の死体又はとう汰された牛（1、2
及び3に掲げるものを除く。）

(四) 期日

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

1 牛の死体にあつては酵素免疫測定法（エライザ法）

2 1による検査の反応が陰性でない牛の死体にあつてはウエスタンブロット法に
よる検査及び免疫組織化学的検査

三 豚熱検査

(一) 目的

豚及びいのししの豚熱予防的ワクチンによる免疫の付与の状況を確認するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

家畜防疫員が検査の必要があると認める豚及びいのしし

(四) 期日

(五) 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで
検査の方法

酵素免疫測定法（エライザ法）（家畜防疫員が必要があると認める豚及びいのし
しにあつては、酵素免疫測定法（エライザ法）及び中和試験）

四 豚のオーエスキーク病検査

(一) 目的

豚のオーエスキーク病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

飼育している豚で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

(四) 期日

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

ラテックス凝集反応法

五 鶏の高病原性鳥インフルエンザ検査

(一) 目的

鶏の高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

飼養している鶏で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

(四) 期日

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

血清抗体検査（家畜防疫員が必要があると認める鶏にあつては、血清抗体検査及
びウイルス分離検査）

六 腐蛆病検査

(一) 目的

腐蛆病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

1 蜜蜂の全部

2 転飼しようとする蜜蜂

(四) 期日

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

肉眼検査

山口県告示第七十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について注射を受けることを命ずる。

令和六年三月八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 豚熱予防注射

(一) 目的

豚熱の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

豚及びいのししの全部

(四) 期日

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

(五) 注射の方法

皮下注射又は筋肉内注射

山口県告示第七十一号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めため、次ののとおり事前届出があった。

当該届出に係る指定漁船調書は、次の二により縦覧に供する。

令和六年三月八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 届出事項

加入区 住 発 起 所 氏 名

漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合

三隅町加入 長門市三隅下三八一二の三三三 〃 〃 三六六九の三

上田 勉 山口県漁業協同組合 齋藤源太郎

二 指定漁船調書の縦覧

加入区 縦 覧 期 間 縦 覧 場 所

三隅町加入 令和六年三月八日から同月二十二日まで 山口県漁業協同組合

山口県告示第七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、山陽小野田都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和六年三月八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 施行者の名称

山陽小野田市

二 都市計画事業の種類及び名称

山陽小野田都市計画下水道事業山陽小野田市公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十六年十一月十九日から令和十年三月三十一日まで

四 事業地

山陽小野田市北竜王町、南竜王町、港町、須恵一丁目、須恵二丁目、須恵三丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、セメント町、平成町、住吉本町一丁目、住吉本町二丁目、千代町一丁目、千代町二丁目、稲荷町、中川一丁目、中川二丁目、中川三丁目、中川四丁目、中川五丁目、中川六丁目、栄町、高栄一丁目、高栄二丁目、高栄三丁目、新生一丁目、新生二丁目、新生三丁目、日の出一丁目、日の出二丁目、日の出三丁目、日の出四丁目、旭町一丁目、新沖一丁目、新沖三丁目、叶松一丁目、叶松二丁目、赤崎一丁目、赤崎二丁目、赤崎三丁目、赤崎四丁目、波瀬一丁目、大学通一丁目、大学通二丁目、高千帆一丁目、高千帆二丁目、石井手一丁目、柿の木坂一丁目、柿の木坂二丁目、柿の木坂三丁目、掃山一丁目、掃山二丁目、掃山

三丁目、共和台、厚狭二丁目、桜一丁目、桜二丁目、自由ヶ丘、上の郷、大字小野田、大字東高泊、大字丸河内、大字西高泊、大字千崎、大字有帆、大字郡、大字鴨庄、大字厚狭、大字山川、大字津布田及び大字植生

山口県告示第七十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第二百六十六号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和六年三月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

山の田中央町(一)(3)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第七十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十三年山口県告示第百三十八号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和六年三月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

東豊井(一)(4)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり
三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下松市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第七十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

令和六年三月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称

山の田中央町(一)(3)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。）

一 区域の名称

東豊井(一)(4)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下松市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第七十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十三年山口県告示第百三十九号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和六年三月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

東豊井(一)(4)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下松市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第七十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

令和六年三月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称

東豊井(一)(4)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下松市建設部土木

課に備え置いて縦覧に供する。）



(三八) 肥料の登録

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録をしました。

令和六年三月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

登録番号 山口県生 第六〇九号	登録年月日 令和六、 二、一九	肥料の種類 炭酸カルシウム	肥料の名称 一五苦土石灰	保証成分量 (%) アルカリ分 五三・〇 可溶性苦土 一五・〇	その他の規格 公定規格のお り	生 産 者 氏 名 又 は 名 称 パシシーエフジヤ ン有限公司 住 所 愛知県岡崎市市場町 字東町一三
-----------------------	-----------------------	------------------	-----------------	--	-----------------------	---

(三九) 肥料の登録の有効期間の更新

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新しました。

令和六年三月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

登録番号 山口県生 第五二八号	更新年月日 令和五、 八、二三	肥料の種類 炭酸カルシウム	肥料の名称 五五%肥料用炭 酸苦土石灰	保証成分量 (%) アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一〇・〇	その他の規格 公定規格のお り	生 産 者 氏 名 又 は 名 称 美林市伊佐町伊佐三 住 所 美林市伊佐町伊佐三 三六二
-----------------------	-----------------------	------------------	---------------------------	--	-----------------------	---

(四〇) 種畜証明書の交付

次の家畜につき、家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号の種畜証明書を交付しました。

令和六年三月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

種畜証明書 番号	名 前	品 種	生年月日	産 地	検査 成績	飼養者の住所及 氏名又は名称
三二四三三九 九〇〇〇三	HD一六	〃	〃 一四	〃	〃	〃
三二四三五九 九〇〇〇二	C七	〃	〃 二二	〃	〃	〃
三二四三五九 九〇〇〇一	C八	その他	令和五、 二、二六	宮城 県	〃	岩手県錦町宇佐郷 ブライフーズ株式 会社 山 口 県 伊 佐 町 伊 佐 三 六 二

三二四三五九 九〇〇〇四	HD一五	〃	〃	〃	〃	〃
三二四三五九 九〇〇〇五	HD一七	〃	〃	〃	〃	〃
三二四三五九 九〇〇〇六	HD二二	〃	〃	〃	〃	〃
三二四三五九 九〇〇〇七	HD二六	〃	〃	〃	〃	〃
三二四三五九 九〇〇〇八	HD二五	〃	〃	〃	〃	〃
三二四三五九 九〇〇〇九	HD一八	〃	〃	〃	〃	〃
三二四三五九 九〇〇一〇	HD二〇	〃	〃	〃	〃	〃
三二四三五九 九〇〇一一	HD二三	〃	〃	〃	〃	〃

令和六年三月八日印刷
令和六年三月八日發行

發行人所

山口県知事
山口県知事